

令和5年6月16日

外来対応医療機関確保事業の留意事項

外来対応医療機関確保事業の活用を希望される方は、下記の点にご留意ください。

1 事業について

- (補助金の上限額について)
 - 本補助金は、1施設当たり上限が50万円と設定されているため、事業計画の検討などにあたっては御注意ください。

- (補助事業者の要件について)
 - 補助事業者の要件については、要綱における別表および、実施要領第3条に規定されており、令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関(令和5年5月7日以前においては、「診療・検査医療機関」)の対応を行い、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行う保険医療機関となります。
 - ただし、補助対象となる経費については、令和5年4月1日から令和5年9月30日に生じた経費となるため、御注意願います。
 - なお、令和5年度中に外来対応医療機関の指定を受けないこととなる場合は、実施要領第6条の規定に基づき、補助金返還となりますので、あらかじめ御承知願います。
 - 交付申請時に、外来対応医療機関の指定を受けていない場合にあっては、事業の趣旨に鑑み、速やかに外来対応医療機関の指定を受けてください。指定の手続きについては、福島県のホームページをご確認ください。

- (外来対応医療機関設備整備事業との併用について)
 - 「外来対応医療機関確保事業」と「外来対応医療機関設備整備事業(旧帰国者・接触者外来等設備整備事業)」の両方の補助を受けることは制度上、可能です。
 - ただし、両補助金制度の内容を理解した上で、申請経費の棲み分けを行い、申請経費の誤りなどがないようお願いいたします。
 - なお、外来対応医療機関設備整備事業(旧帰国者・接触者外来等設備整備事業)は、対象経費のほか、補助事業者の要件なども異なりますので、御注意願います。

- (対象経費について)
 - 補助対象経費は、実施要領の別表に記載されておりますのでご確認ください。
 - 対象経費は、「外来対応医療機関の新設に伴い必要不可欠な初度設備等に係る経費」であるため、必要不可欠である理由について、申請者様で整理していただくようお

願いたします。

- また、外来対応医療機関の新設と関係がない経費については、対象経費に列挙されている内容の経費であっても補助対象とはならないため、御注意願います。

2 各対象経費の補足について

□ (患者案内のための看板の設置料)

- 「外来対応医療機関」であることを看板に明記するとともに、発熱患者等の誘導に配慮したものとしてください。
- 補助金交付申請時および実績報告時に看板の内容等について、確認させていただくことを想定しておりますので、御承知おきください。
- 本補助事業の趣旨に合致しない内容が含まれている場合、補助の対象となりませんので、御承知いただくとともに、事業趣旨に合致しない内容を含む場合には、対象とする経費と対象外経費をあらかじめ分けて申請いただくようお願いいたします。

□ (ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費)

- ホームページへの掲載内容は、「外来対応医療機関であること」を明記した上で、診療時間の掲載など発熱患者等に配慮したものとしてください。
- なお、ホームページそのものを新たに整備する場合や、ホームページ全体を改修する場合であっても、「外来対応医療機関であることを明記するための改修費」を分けて申請を行ってください。その上で、「ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費」のみを対象とします。
- 補助金交付申請時および実績報告時にホームページの内容等について、確認させていただくことを想定しておりますので、御承知おきください。

□ (換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費)

- 改修費については、工事費（固定資産に計上するもの）は対象となりません。

□ (医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費)

- パルスオキシメーターの購入を想定しているため、パルスオキシメーター以外の医療機器を整備する場合には、「外来対応医療機関の新設に伴い真に必要不可欠である理由書」を任意様式で構いませんので、県民等の第三者の方にも必要性がわかるよう記載いただき、交付申請時に県へ提出してください。

□ (非接触サーモグラフィーカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費)

- 「非接触であること」、「体温を検知するカメラであること」をあらかじめご確認ください。